

申告は3月15日までに

▼申告日程 受付時間 午前の部：午前8時30分～11時(整理券は8時15分から発券)
(全日程とも) 午後の部：午後1時～3時30分(整理券は1時から発券)

とき	ところ	対象地区
2月16日(木)	ウェルス幸手 2階研修室	西関宿、花島、中島、槇野地、神扇、 平野、中野、長間、下字和田
17日(金)		上吉羽、神明内、木立、上字和田
20日(月)		惣新田、細野、下吉羽
21日(火)		緑台1・2丁目、栄1～3番
22日(水)		栄4～7番
23日(木)	市役所第二庁舎 2階第1会議室	天神島、天神島1丁目、戸島、戸島1・2丁目
24日(金)		吉野、吉野1丁目、平須賀、平須賀1・2丁目
26日(日)		平日に申告できない人
27日(月)		東1・2丁目
28日(火)		東3～5丁目
3月1日(水)		中1～3丁目
2日(木)		中4丁目、北2・3丁目
3日(金)		中5丁目、大字幸手5,000番台
6日(月)		北1丁目、大字幸手1～3,300番台
7日(火)		内国府間、外国府間、権現堂
8日(水)	コミュニティ センター集会室	南3丁目、上高野、上高野1丁目
9日(木)		南1・2丁目
10日(金)		西1・2丁目、大字幸手3,400～4,000番台
13日(月)		中川崎、下川崎、香日向1～4丁目
14日(火)		千塚、円藤内、松石、高須賀
15日(水)		上記の日程に申告ができない人

税理士会による無料申告相談

2月16日(木)、17日(金)、20日(月)、21日(火)
午前9時～11時
午後1時30分～3時30分

相談内容は、所得税のみ(青色申告・
譲渡所得等を除く)となります。

市・県民税の申告

問合せ

税務課市民税担当

FAX (43) 1 1 2 5
(43) 1 1 1 内線 1 3 3

- ・指定日に都合が付かない人は、上記日程の中で都合の良い日にお越しください。
- ・各会場の受付初日および午前中は大変混み合います。待ち時間が長くなりますので、時間に余裕をもってお越しください。なお、例年、午後の方が比較的空いています。
- ・申告期間中は、税務課窓口では申告できませんので、お手数でも申告会場までお越しください。
- ・駐車場には限りがありますので、なるべく車の利用はご遠慮ください。
- ・郵送による受付もしています。詳細については、税務課にお問い合わせください。



市内会場で確定申告をする場合、 マイナンバーの記載 + 本人確認書類の写しの添付が必要です。

※会場で市・県民税申告をする場合、本人確認書類の提示、郵送で提出する場合、
本人確認書類の写しの添付が必要です。

本人確認書類

◆マイナンバーカード(写真入り)をお持ちの方は

・マイナンバーカード1点で「番号確認」と「身元確認」ができます。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

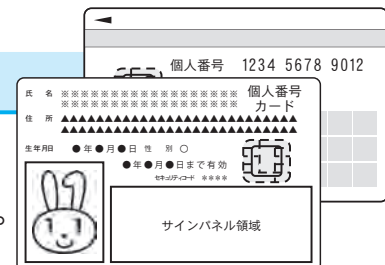
- ・通知カード
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)
- などのうちいずれか1つ



身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- ・運転免許証
- ・公的医療保険の被保険者証
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・身体障害者手帳
- などのうちいずれか1つ



▲両面の写しを忘れずに!!

※控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者などのマイナンバーの記載も必要です(本人確認書類は不要)。事前に確認をお願いします。

申告が必要な人

平成29年1月1日現在、幸手市に住所があり、つぎのいずれかに該当する人

- ① 給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
- ② 給与所得以外の所得(不動産所得や雑所得など)があった人
- ③ 給与を2か所以上から受けた人
- ④ 幸手市には住んでいないが、店舗を構えて営業した人
- ⑤ 平成28年中に所得がなかった人でも、非課税証明書や所得証明書などの証明書を必要とする人
- ※平成28年分の所得税の確定申告書を提出した(する予定の)人は、市・県民税の申告をする必要はありません。

申告に必要なもの

- ① 申告書
- ② 印鑑
- ③ 本人確認書類(右ページ下段参照)
- ④ 給与または公的年金所得者は源泉徴収票

- ⑤ 事業(営業等・農業)、不動産所得者は収支内訳書(事前に記入済みのもの)など
- ⑥ 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金などの領収書または控除証明書
- ⑦ 生命保険(一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険)、地震保険などの控除証明書
- ⑧ 医療費控除を受ける人は、平成28年中に支払った医療費の領収書および保険などで補てんされた金額が分かるもの(事前に1年間分の合計額を計算)
- ※「医療費の明細書」の様式は、税務課窓口で配布しています。また、市ホームページ(<http://www.city.satte.lg.jp/>)からダウンロードすることもできます。
- ⑨ 障害者控除を受ける人は、障害者手帳、療育手帳または市が発行する障害者控除対象者認定書(郵送の場合は写しを添付)
- ⑩ 勤労学生控除を受ける人は、学生証(郵送の場合は写しを添付)
- ⑪ そのほか控除に必要なもの



確定申告が必要な人

① 事業所得などがある人

事業をしている人、不動産収入があった人、土地や建物を売った人などで、計算の結果、所得税が課税される人

② 給与所得などがある人

大部分の給与所得者は、年末調整で所得税の納税を完了しますが、つぎの場合は確定申告が必要となります。

- ・ 前年(平成28年1月1日～12月31日)の給与収入金額が2,000万円を超えたとき
- ・ 給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超えたとき
- ・ 給与を2か所以上から受け、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超えたとき

※春日部税務署での平成28年分所得税の確定申告の受付期間は2月16日(木)～3月15日(水)です。なお、土曜・日曜日の受付は2月19日(日)・26日(日)のみとなります。



市内会場で受付できない申告(直接税務署へ)

確定申告は、市内各申告会場(右ページ日程)でもできますが、源泉徴収票のない給与の申告など、つぎの申告は市内会場ではできませんので、直接税務署までお願いします。

- ・ 青色申告・損失申告・準確定申告(納税者が死亡した場合の相続人の申告)・過年度申告
- ・ 源泉徴収票のない給与等の申告
- ・ 土地・家屋、株、ゴルフ会員権などの譲渡所得の申告(公共用地の土地収用に係る譲渡所得も含む)
- ・ 雑損控除の申告
- ・ 投資信託などに伴う所得の申告
- ・ 申告分離課税を選択する配当所得の申告
- ・ 初めての住宅借入金等特別控除の申告
- ・ 住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除・認定住宅新築等特別税額控除の申告

所得税の申告

問合せ

春日部税務署(春日部市大沼2丁目12番地1)
☎ 048(733)2111(自動音声ガイダンス)